

「事業系紙ごみの分別・搬入方法について」

事業系紙ごみ分別方法	分類	搬入規制 11 品目 (汚れている物は除く)	搬入方法
	A	① ダンボール (撥水加工された物は不可・発泡スチロールや木材等は取除く)	畳んでから紐で縛るか、ダンボールの空き箱に入れて下さい
	B	② 新聞紙 ③ チラシ (ダイレクトメール等のビニールは取除く)	紐で縛るか、ダンボールの空き箱に入れて、社名と分類記号を必ず明記して下さい。
	C	④ 雑誌 (ラミネート加工の表紙・付録シール・CD類・付録は取除く) ⑤ カタログ・パンフレット (ラミネート加工の表紙・付録シール・CD類は取除く) ⑥ コピー用紙	紐で縛るか、ダンボールの空き箱に入れて、社名と分類記号を必ず明記して下さい。
	D	⑦ 名刺 (紙製以外は不可) ⑧ 封筒 (ビニール製の窓枠は切り取る) ⑨ 包装紙 (ラミネート加工紙は不可) ⑩ 紙袋 (ラミネート加工紙は不可・紙以外の物は取除く) ⑪ 厚紙 (ラミネート加工紙は不可・紙以外の物は取除く)	ダンボールの空き箱に入れて、社名と分類記号を必ず明記して下さい。

※ 下記の紙は資源化できませんので、可燃ごみとして処分して下さい。

- シュレッター紙 (搬入規制対象紙を含む)
- 感圧(カーボン)紙 (複写伝票等に使用されています)
- 感熱紙 (FAX・レシート等に使用されています)
- ラミネート加工紙 (耐水性を必要とされている場合に使用されています)
- 合成紙 (耐水性を必要とされている場合に使用されています)
- 泥・油・汚水等 汚れている紙 (搬入規制対象紙を含む)
- 臭いのついた紙 (石鹸・線香・洗剤等の箱/搬入規制対象紙を含む)
- 撥水加工ダンボール (水産・冷凍食品等に使用されています)

搬入利用のご案内	平日(月～金) 8:30～16:30
	土曜 8:30～11:30
	定休日 日曜日及び祝日
お問合せ	TEL0178-43-9259
* 上記時間外に搬入希望の場合には、都度、事前にご連絡下さい	
* 搬入を希望する場合には、連絡先等の登録をお願いいたします	